

※平成21年度時点の情報です。
最新情報は市HPで確認してください。

子どもたちと、雪まみれになって遊ぼう!!
子ども好きのスタッフ募集!!
「雪まみれになり大会、青少年相談員募集」 ●問い合わせ 生涯学習課 (☎572-9581)



①雪まみれになり大会
運営スタッフ募集
青少年相談員協議会では、子どもたちと楽しく雪遊びやゲームを行う「雪まみれになり大会」の大会運営スタッフを募集します。
■応募資格 市内在住か在学の高校生・大学生および社会人(30歳まで)
■とき 2月20日(土)・21日(日)(1泊2日)
■ところ 森のロッジ村ラポランドくろひめ(長野県上水内郡信濃町)
■参加料 3,500円(宿泊費・朝夕食費・交通費・保険料込み)

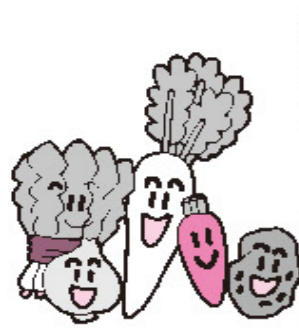


②青少年相談員募集
青少年相談員は、地域の子どもたちの「良き友」「良き理解者」となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する青少年ボランティアです。
夏はキャンプ、秋は歩け大会、冬は雪まみれになり大会などのイベントを実施しています。
「子どもが好き」「ボランティアに興味がある」など、相談員の応募の動機はさまざまです。学生、社会人を問わず、いろいろなかたが所属していますので、交流の幅がきつと広がるはずです。
青少年相談員の活動を通して、仲間の輪を広げてみませんか?
■応募資格 市内在住か在学の18歳(高校生を除く)30歳までのかた

2010年世界農林業センサス調査にご協力ください!!
「2010年世界農林業センサス」 ●問い合わせ 商工振興課 (☎574-6650)



農 林業センサスは、国内の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施しており、「農林業経営体調査」と「農山村地域調査」の2つの調査があります。
■農林業経営体調査
農業や林業を行っている個人や法人などを対象とした調査で、調査員が訪問して調査を行います。
調査する主な項目は、世帯員の就業状況、農地や山林の面積、農産物・林産物の生産・販売状況、農業・林業の労働力、作業受託の状況などです。
■農山村地域調査
農業集落の精通者のかたを対象とした調査で、調査員が訪問して調査を行います。
調査する主な項目は、農業集落内の耕地面積、寄りの開催状況、地域資源の保全状況などです。



■プライバシーの保護について
調査内容は、統計法により、統計以外の目的に使用することが堅く禁じられています。また、調査員にも守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありません。
■農林業センサスについて、もっと知りたいかたは、ホームページをご覧ください。
■「農林業センサス」で検索

小・中学校の指定学校について
入学通知を送付します
「新1年生に入学通知の送付」 ●問い合わせ 学校教育課 (☎572-9578)



教育委員会では、小・中学校ごとの通学区域により就学すべき学校を指定し、新1年生に入学通知を送付します。
発送予定日は、1月15日(金)となっていますが、届かない場合は、ご連絡ください(1月1日現在、深谷市に住民票のあるかた)。
なお、新1年生に限らず、特別な事情により下表の各要件に該当する場合は、保護者の申請により指定学校の変更をすることができま。指定学校の変更を希望される場合は、申立書に必要書類を添えて申請してください。
■申請期限など
・新1年生：1月29日(金)まで(入学通知をお持ちください)
・新1年生以外で学年当初から変更を希望する場合は：2月26日(金)まで
・その他：随時(変更の事由が生じ次第速やかに)

区分	要件の内容	指定学校の変更後に就学する学校	指定学校の変更の期間	
身体的理由	病弱、身体の障害など	通院治療を要するなどの場合※1	教育委員会が適当と認めた学校	
居住理由	年度途中の転居	最終学年である場合	卒業までの期間	
		最終学年以外である場合	当該学期の終了までの期間	
	一時転居	自然災害などにより一時転居をする場合	従前から通学していた学校	元の居住地に転居するまでの期間
		住宅の改築などのため一時転居をする場合※2	元の居住地に転居するまでの期間	
事前転居	住宅の購入などに際し、融資を受ける条件として住宅完成の前に当該住宅の所在地に住民票を移した場合※2		実際に転居するまでの期間	
事前就学	おおむね3か月以内に住居の新築、購入などにより転居が確定している場合※2	転居予定地を学区とする学校	転居の日までの期間	
教育的配慮	特別支援学級未設置	指定学校に特別支援学級がない場合	教育委員会が適当と認めた学校	特別支援学級が設置されるまでの期間
	精神的な理由	いじめ、不登校など特別な事情により、転校または指定学校への就学が児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間
			従前から通学していた学校	教育委員会が必要と認める期間
	学校行事	転居後、おおむね1か月以内に実施される学校行事に参加する場合	学区の隣接する中学校(隣接校にもない場合は直近の学区の学校)	卒業までの期間、または当該部活動が設置されるまでの期間
部活動	指定学校(中学校に限る)に希望する部活動がない場合		教育委員会が必要と認める期間	
日本語適応指導	指定学校では日本語適応指導ができない場合	教育委員会が適当と認めた学校	理由が解消するまでの期間	
家庭理由	勤務などの事情	保護者の勤務形態や疾病などのため留守家庭となり、帰宅後の児童・生徒を保護監督する者が不在の場合	下校後の児童・生徒を保護する場所に近接する学校	理由が解消するまでの期間
	社会的配慮	権利の取り立て、家庭不和など特別な理由から一時的に住民登録をしていない場合	居所を学区とする学校	理由が解消するまでの期間
その他	兄弟姉妹関係	指定学校の変更を認められた兄弟が通学している学校に就学する場合	兄弟が通学している学校	兄弟が卒業するまでの期間
	通学の安全性	交通量が多く危険な道筋などを回避させること、または指定学校より近い距離にある学校に就学することにより、通学の安全が確保されると認められる場合	学区の隣接する学校	卒業するまでの期間
その他	その他やむを得ない事情	その他やむを得ない事情があると認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間

(注)「転居」とは、市内において住所を変更することです。
※1申請時に「医師の診断書など疾病状況が確認できる書類」が必要 ※2申請時に「建築請負契約書など事実確認ができる書類」が必要